**（様式２）**

**令和４年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート**

**[団体名：愛媛県ゴルフ協会]**

**[記載日：令和４年11月１日]**

**【対応状況に係る自己評価】**

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 対応状況 |
| **原則１ 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。** |
| (1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。 | ― |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） |
| (2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）関係法令を遵守しながら、団体の基本規範である規約や規約に基づき整備している関係諸規程に基づき、適正で公正な組織運営に努めている。当協会の役員及び会員も、当該規約等を遵守し、協会活動に参画している。また、会計処理も愛媛県ゴルフ協会の専用口座を開設し、法人格を有する団体に準じ、関係規程に基づき適正に処理しており、監事による内部監査のほか、公認会計士による監査も実施している。 |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）労働基準法や個人情報保護法等、当協会の事業運営に当たって適用される関係法令や地方公共団体が定める各種条例、規則等については、その遵守に努めている。 |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）当協会の規約では、加盟各クラブから推薦された代表者又はそれに準じる者1名、競技運営の中心となる競技委員長、支配人会の会長、事務局長等が、理事として組織運営に参画することになっている。また、規約で、総会、理事会の権限、議決方法のほか、主要役員である会長、副会長、専務理事、監事の選出方法、職務権限等についても規定されており、これらに沿った役員体制・組織体制が整備され、運用が行われている。さらに、事業活動分野に応じ、競技委員会、ジュニア育成委員会、エチケット委員会の専門委員会も設けられており、より円滑で適正な事業運営体制が整備されている。なお、役員等の多様性や新陳代謝等については、組織の目的、これまでの経緯、現行規約の縛り等も踏まえながら、今後、関係者の合意形成を図りつつ検討して行きたい。 |
| **原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。** |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | B |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）各事業年度の事業計画書の中で、直近の課題、取組み方針等についても言及し、理事会・総会等を通じ関係者の意識共有を図っているところであるが、今後は、中長期ビジョン等についても研究して行きたい。 |
| **原則3** **暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。** |
| (1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）役職員の人数も限られることから、各種会議等の場を通じ、コンプライアンスの重要性等について説明し、理解を求めてきた。また、各種書籍、広報誌等からの情報提供にも努めてきたが、今後は、研修会の設定等についても検討して行きたい。　なお、協会加盟クラブをもって、別途「愛媛県ゴルフ場防犯協会」を組織し、防犯意識の高揚を図りながら、ゴルフ場における暴力追放活動等にも取り組んでいる。 |
| (2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | B |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）日本スポーツ協会や競技上部団体である日本ゴルフ協会等から情報提供があれば、その都度、競技委員等関係者に周知してきた。今後は、関係機関とも連携し、機会があれば、研修会の設定等についても検討して行きたい。 |
| **原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。** |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）当協会の財務・経理処理については、会計ソフトを導入の上、当協会の会計処理規定に基づき、適切に行っている。また、監事による内部監査のほか、公認会計士による監査も実施するなど、より、公正で公平な会計処理となるよう努めている。 |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，ガイドライン等を遵守しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）当協会の事業推進に当たっては、愛媛県や愛媛県スポーツ協会の補助金等外部資金の有効活用に努めている。また、その各種資金の活用に際しては、関係法令、交付規則はもとより、当該補助制度の補助金交付要綱、実施要項、要領等、関係規程を遵守しながら、適正な事務処理を行っている。 |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）会計処理に当たっては、根拠ある適正な支出となるよう、関係規程を整備し、支出根拠を明確にするようにしている。また、会計ソフトを導入し、迅速で的確な処理に努めているほか、監事による内部監査に加え、公認会計士による監査も実施するなど、会計処理がより公正かつ適切なものとなるような体制も整備している。 |
| **原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。** |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）役員の選任情報、各事業年度の事業報告・収支決算報告及び事業計画・収支予算等組織運営の基本的事項については、理事会、総会に報告するとともに、（公財）愛媛県スポーツ協会に当該資料を提出している。 |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | B  |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）上記の役員名簿や各事業年度の事業報告書・収支決算書及び事業計画書・収支予算書については、加盟クラブに配布するとともに、協会事務所に備え、会員等が閲覧できるようにしている。　また、当協会のホームページにおいて、事業の実施状況やイベントの情報等についても情報発信に努めている。 |
| **原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。** |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述） |
| 原則■について | 　　― |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） |